

商工經濟研究

第六卷 第一號

(昭和六年一月廿五日發行)

賠償問題大觀

—— 國際決濟銀行の成立まで ——

岩 井 茂

- 一 はしがき
 - 二 政治的解決の不成功
 - 三 倫敦支拂計畫
 - 四 ドーズ案
 - 五 巴里専門家委員
 - 六 ヤング委員會の經過
 - 七 ヤング年金
-
- 八 ドーズ案とヤング案の比較
 - 九 海牙賠償會議
 - 一〇 國際決濟銀行
- 附 錄 文 献
- 一 賠償問題
 - 二 國際決濟銀行

筆者はかのヤング賠償案によりて生れたる國際決濟銀行が有する、また有すべき國際金融機關としての重要性

賠償問題大觀

を認めるものである。成程現在に於てはこの銀行の任務は主として賠償金取扱の方面に重きが置かれて居るが、將來或ひは此の銀行を通じてなされる諸國中央銀行の協同作業が廣く且つ密接なるものとならぬとも限らぬ。少くとも此の銀行の存在が十年以上の永きに亘つて保たれた曉にはその影響、その活動の相當觀る可きものあることを確信する。此の意味に於て筆者はこの國際決済銀行に深き興味を覺ゆるものである。併し元來この銀行は對獨賠償問題解決の一方法として産出されたものであり、且つ現在に於てはその方面の機關としての重要性が大であるから、吾人は先づ賠償問題一般についての理解を持つことを必要とする。若し賠償問題を知らずして國際決済銀行を論ずるが如きことあらば、馬の前に車を繋ぐの謗を免れ得ないだらう。かゝる意味に於て賠償問題の大要を知らんと欲して蒐集せる材料より次の如き一文を得た。これは元々筆者が副次的、又は過程的目的を達するために物したるものなるが故に、論文の體裁をなさざること勿論である。只之れを此處に掲げて示さんとする所以は吾が親愛なる學生諸君が、更に進んで國際決済銀行の研究に到らんとするに當り、その前階段の爲めに多くの努力を拂はるゝことなくして之をなし得らるゝの資を供したいが爲めに外ならぬ。若し夫れ賠償問題一般に就き興味を有する人士に對しては、筆者は應ふるに附録の文献集を以てしたい。之れとてその全部を網羅してはならないに相違ないが、吾國に於て發表されたる賠償問題文献の主要なるものを逸せざれば幸である。

行文の蕪雜、不釣衡は何人よりも筆者先づよく之れを知る。されど本稿の由來上述の如くなるが故に幸之れを諒とせられよ。

過去の戦争史が吾人に教ゆる處によれば、戰敗國は戰勝國に對し常に巨額の償金を支拂つて來た。歐洲大戰に於ける戰敗國獨逸も將にこの前例に基き戰勝國たる聯合國に對して償金を支拂はねばならぬ。併し一九一九年六月二十八日に成立を見たる「ヴェルサイユ」平和條約に於ては、戰費は交戰國各自の負擔とし、之が賠償を要求せず、只獨逸がとりたる直接的軍事行動の結果聯合國の人民に蒙らしめたる損害についてのみ獨逸に之れを賠償せしむべきものとの原則を樹てた。併しこの條約に於ては未だ賠償總額並に支拂方法等につきてはその決定を見ず、之は別に賠償委員會をして調査せしめ、一九二一年五月一日迄に之が決定をなさしめることとした。

かくて一九二〇年一月二十二日佛國首相ミルランは世界一流の經濟財政の専門家を賠償委員に選任し、賠償問題についての成案を得しめんとした。然るに此の問題はあまりにも重大にして彼の才智卓越せる専門家を以てしても容易に之れが結末を見るを得ざるべしとせられた。又たとへ此の賠償委員會が全力を打注ぎ、由つて論理的に賠償額を算定し得たりとするも、若しそれが獨逸の支拂能力を超えたるものなりとすれば、その算定額の實質的價值は乏しきものといはざるを得ない。

さり乍ら歐洲の經濟的復興は一日も之れを忽諾にすることはできない。此の經濟的復興に對して賠償問題は缺く可からざる前提條件である。されば聯合國は拱手して賠償委員會の査定を待つに忍びず、茲に一の便法を用ひ、

關係諸國の政府自ら出馬して直接獨逸と交渉をなし、實際上獨逸の負擔し得る範圍内に於てその賠償額の決定をなすを以て有利なりとするの意見が現はるゝに至つた。即ちこゝに政治的解決をなさんとの提案がなされた。茲に於てか一九二〇年四月十九日、日・英・佛・伊・白の代表者はサン・レモに會し聯合國最高會議を開き、獨逸と直接交渉をなすの主義を決定した。その後一九二〇年七月五日より自耳義のスパールに開かれたる最高會議に於て聯合國の賠償金分配率につき漸く一の協定をなし得るに至つた。之れ同月十六日は調印されたる所謂スパール協定である。

スパール協定による賠償金分配率

(イ) 獨逸國から受領する賠償金は左の割合にて分配す。

佛	蘭	西	國	五	割	二	分
英	吉	利	國	二	割	二	分
伊	太	利	國	一	割		
白	耳	義	國	八		分	
日	本	國	國	七	厘	五	毛
葡	萄	國	國	七	厘	五	毛
希	臘	、	ルーマニア、セルブ・クロアチア・スロヴェニア國及	六	分	五	厘
本	協	定	に署名せざるも賠償金を受くべき權利ある他の國家				

(ロ) 埃太利、勃爾利及匈牙利等より受領する賠償金は左の割合に分配す。

(1) 半額は(イ)の各國間に其分配率に依り分配し

(2) 他の半額は

伊 太 利 國

四 割

希臘、ルーマニア、セルブ・クロアート・スロヴエーヌ及本
協定に署名せざるも賠償金を受くべき權利ある他の國家

六 割

されど此のスピー會議に於てはかの最も重大なる賠償總額につきて聯合國と獨逸との間に一致點を見出すことを得ず、之れが決定を後日に譲るの止むなきに至つた。

翌一九二二年一月巴里に於ける最高會議は獨逸の賠償額を二千二百六十億金麻克と算定しその支拂期間を四十二箇年と定めた。尙此の外に獨逸は四十二年間毎年その輸出額の一割二分を支拂ふべきものと内定した。

越えて三月、聯合國側は獨逸政府を倫敦に招き、獨逸は上記巴里會議の決定を受諾するか、さなくば之れに代るべき適當なる新案を三月七日迄に提出すべきことを申出でた。然るに獨逸は遂に之れに服せずこの談判は茲に決裂せざる可からざるの運命に陥つた。

三

一方賠償委員會は政府の直接交渉に解決の望みを懷き、從來殆んど傍觀的の態度を持したるが、その期待は裏

切られ、倫敦會議は決裂し、然かもベルサイユ條約が賠償總額の決定に對し許容したる期限は最早二箇月に足らざるの状態となつた。茲に於て賠償委員會は俄かに狼狽し、文字通り晝夜兼行の勢を以て總額の決定を急ぎ、終ひに千三百二十億金麻克といふ數字を算出した。

こゝに聯合國は五月倫敦に最高會議を開き所謂倫敦支拂計畫の受諾を獨逸に迫つた。

されどこの驚くべき程巨大なる、いはゞ天文學的なる數字の示す負債は到底獨逸の支拂ひ得る限度のものではなかつた。併し條約の規定は金石よりも重く、かてゝ加へて佛蘭西兵力の脅威は日々に激甚を加へ、獨逸は涙を呑んで一と先づ之れを受諾せざるを得なかつた。(五月十一日)

而して初年度(一九二一年)の割賦金十億金麻克は現金並に大藏省證券を以て、又輸出額の二割六分に相當する三億金麻克は實物を以て夫れゝ引渡を了した。されどその爲め、麻克の相場は下落し、獨逸國內の經濟界は混亂を來たし、收拾すべからざるの状態となつた。茲に於て獨逸政府は賠償委員會に對し一九二二年一月及二月の割賦金支拂の猶豫を申出づるに至つた。蓋し倫敦支拂計畫による賠償金は聯合國の指定する外國貨幣を以て支拂ふべきものとされたるが、只さへ爲替相場の不利なる時に當りて多額の外貨支拂を行ふは決して容易なる事には非ざるを、やむなくこの難事を敢行したる爲め更に爲替相場の激落を惹起するに至りたるが故である。

倫敦に於ける伯林宛爲替相場 (T・T) 平價一磅につき二〇・四三麻克

右表に見るが始く麻克は其後益々落し、賠償金の支拂をして益々困難ならしめた。然るに一方佛蘭西はその態度を愈々強硬にし、英國の溫和的態度に慄らず、終ひに一九二三年一月五日白耳義を誘つてルール占領の舉に出た。

(日本銀行調査局發行外國經濟統計昭和五年版による)

		最高	最低			最高	最低
1923	1	220,000.0	32,750.0	1921	1	262.0	221.0
	2	190,000.0	88,500.0		2	243.0	230.0
	3	106,250.0	96,000.0		3	245.0	239.0
	4	149,500.0	97,500.0		4	268.0	243.0
	5	320,000.0	142,500.0		5	258.0	241.0
	6	830,000.0	325,000.0		6	269.0	249.0
	7	<small>百萬圓を</small> 5.1	<small>百萬圓を</small> 0.7		7	298.0	272.0
	8	55.0	5.0		8	313.0	291.5
	9	1,250.0	46.5		9	435.0	323.0
	10	<small>十億圓を</small> 850.0	<small>十億圓を</small> 1.4		10	702.0	460.0
	11	45,500.0	1,500.0		11	1,160.0	917.0
	12	23,000.0	18,000.0		12	860.0	765.0
1924	1	20,000.0	18,000.0	1922	1	894.0	715.0
	2	21,000.0	18,000.0		2	1,014.0	840.0
	3	19,500.0	19,000.0		3	1,475 ½	1,014 ½
	4	20,250.0	18,500.0		4	1,429 ½	1,087 ½
	5	18,875.0	18,125.0		5	1,402.0	1,245.0
	6	18,125.0	18,000.0		6	1,655.0	1,200.0
	7	18,500.0	18,125.0		7	2,940.0	1,800.0
	8	19,250.0	18,375.0		8	9,050.0	3,010.0
	9	18,875.0	18,625.0		9	7,300.0	5,700.0
	10	<small>ライヒス圓を</small> 19.05	<small>ライヒス圓を</small> 18.72		10	20,200.0	7,875.0
	11	19.47 ½	19.00		11	38,500.0	20,200.0
	12	19.90	19.45		12	38,000.0	29,750.0

之れが爲め獨逸は産業の中心地を失ひ、その困窮は極度に達し如何とも施すべき術を知らざるの状態に陥つた

四

英國はこの慘狀に同情を寄せ、この行詰りの打開策として、米國の協力による獨逸支拂能力審査専門委員會を設置せんことを提案したるが、この提案が納れられ、次の二の専門委員會が賠償委員會の下に設置さるゝことになつた。これ一九二三年十一月三十日のことである。(上掲爲替相場表を参照してその影響を知れ)

第一委員會は、獨逸の「豫算の均衡を保たしむる方法並に通貨を安定ならしむる措置」を考究する爲めに設けられ、ドーズ將軍 General Charles G. Dawes 之れが委員長となりたるが故に通常ドーズ委員會の名を以て呼ばれる。第二委員會は「獨逸國外に流出せる資本測定」をなすがためのもにして、マツケナ Reginald McKenna 之れが委員長となりたるが故に又マツケナ委員會ともいふ。

この兩委員會は一九二四年一月十四日よりその活動を始め、四月九日に至りて夫れ々報告書を賠償委員會に提出した。

さてこの「ドーズ」委員會の報告書による賠償金支拂案即ち「ドーズ」案は次の如き内容を有する。先づ獨逸の貨幣價值を安定せしめ且つ豫算收支の均衡を得しめんが爲めには、ヴェルサイユ條約に規定されたる獨逸全領土の資源と全領土の經濟活動の自由とを必要とすることを強調し、佛蘭西・白耳義のルール占領を速かに撤廢す

べきことを暗示し、之を前提として立論をなしてゐる。

獨逸の通貨安定を計るには新銀行を設立するか或はライヒスバンク Reichsbank の改造を行ふべきである。レンテン麻克 Rentenmark の安定は一時的現象に過ぎざるが故に上記の措置を必要とする。又獨逸の豫算收支の均衡を計るには獨逸に經濟上並に財政上の全獨立權を與へること、貨幣價值を安定せしむること、賠償金の支拂を一時軽減せしむること等を挙げそれ／＼之れが實行をなすに必要な方策を授けてゐる。特に豫算收支の均衡を計らんには、賠償年金を相當年月に亘り豫め明確に定め置くの必要がある。而してこの賠償金の普通財源としては (A) 租税 (B) 鐵道 (C) 工業債券の三者を掲げる。

(A) 通常豫算よりの賠償金支拂は一九二四―二五年は之を免除し、一九二五―二六年に五億金麻克を、それより連年累進して一九二八―二九年に十二億五千萬麻克とする。

(B) 獨逸國有鐵道を私設會社に引直し、その資本二百六十億金麻克に對し百十億金麻克の社債券を發行し、之れに對し年五分の利息と一分の減債基金とを計上し、合計六億六千萬麻克の支拂をなさしめる。尤も之れは一九二七―二八年度以降の負擔額にしてそれ迄の年度には多少の軽減がなされる。

從來獨逸の國有鐵道は巨額の公債を發行し、年々その收入の半額を之れが利拂に充當せるが、貨幣價值下落の爲めその債務は殆んど消滅し資産のみ残れるが故に鐵道は上記の如き負擔に耐え得るものとなされる。

此の外に一九二五―二六年以後鐵道運輸税中二億九千萬麻克を賠償金支拂に充當するものとする。

(C) 工業債券五十億金麻克を發行し、鐵道債券と同様その元利拂をなさしめる。その金額三億金麻克。但し之れは一九二七—二八年以後の金額にしてその以前は多少輕減されてゐる。この負擔も國有鐵道の場合に於けると同様の理由により容易なるものとされた。

かくて一九二七—二八年迄は支拂の輕減がなざるゝが一九二八—二九年より標準年度に入り、合計二十五億金麻克の標準年金が支拂はるゝものとする。

賠償金の引渡につきては獨逸は金貨麻克又は獨逸通貨の之に相當するものを以てライヒスバンク Reichsbank に拂込むことを以て足り、之れに依り獨逸政府の責任は終了する。而して此の拂込金額はライヒスバンクの賠償總管理人 General Agent of Reparations Payment 勘定口座の貸方に記入せられる。この金額をその後債權國間に分配送金する事務は所謂爲替委員會 Transfer Committee に委ねられた。之れは獨逸の支拂を容易にする爲めの一便法にして、ドーズ案の一特色とするところであるがその爲め獨逸は財政上に經濟上に外國の管理制肘を受くるに至つた。之れに反し後にヤング案に於ては賠償金海外拂 Transfer の責任を全然獨逸に負擔せしめ、その代り財政上經濟上の管理を除くに至りたるは、相對比して多大の興味を覺ゆるところである。

此のドーズ案は債權國並に獨逸の納るゝところとなり、一九二四年八月十六日倫敦に於て假調印がなされた。之れ即ち倫敦協定である。

かくて倫敦協定による賠償金の支拂は一九二四年九月一日より實施せられ、佛蘭西並に白耳義のルール占領も

撤退された。然るに一九二八年に於ていよ／＼標準年度に入るが故に、茲にドーズ案の吟味を必要とするに至つた。元來ドーズ條は五箇年間賠償金支拂の試験をなしたるものにして、従つてその五箇年間の年金額は之れを決定したるもその賠償總額は未定である。よつてその實施五箇年を経過するときは更に最終的にして且つ一切の解決 Final and Complete settlement をなすの要がある。

ドーズ報告書第一編の末尾に次の如き文章のあるを知るべきである。曰く
 「最後に吾人の計畫は賠償問題全部の解決を試むるを適當とせざるが故に敢て之を企つるものに非ずと雖も、信頼心を回復するに充分なる期間に亘りて適用を見るべき一の解決方法を豫示するものなること、並之と同時に事情之を許すに至らば、賠償問題及之に關聯する問題の全般に付最終的且包括的なる協定を容易ならしむる様作成せられたることを吾人は指摘せむとす」と。

五

かくて此處に三度専門委員會を設置し賠償問題の研究に盡力せしむるに至つた。この専門家委員として各關係國より選任されたる人々は左の通りである。

Belgian Experts: M. Emile Francqui, M. Camille Gult;

alternates: Baron Terlinden, M. H. Fabri.

- French Experts: M. Emile Moreau, M. Jean Parmentier;
 alternates: M. C. Moref, M. Edgar Allix.
- German Experts: Dr. Hjalmar Schacht, Dr. A. Voegler;
 alternates: Dr. C. Melchior, Mr. L. Kastle.
- British Experts: Sir Josiah Stamp, G. B. E., Lord Revelstoke, G. C. V. O.;
 alternates: Sir Charles Addis, K. C. M. G., Sir Basil Blackett, K. C. B., K. C. S. I.
- Italian Experts: Dr. Alberto Pirelli, M. Fulvio Suvich;
 alternates: M. Giuseppe Bianchini, M. Bruno Dolcetta.
- Japanese Expert: Mr. Kengo Mori, Mr. Takashi Hoki;
 alternates: Mr. Saburo Sonoda, Mr. Yasumune Matsui.
- American Experts: Mr. Owen D. Young, Mr. J. P. Morgan;
 alternates: Mr. Thos. N. Perkins, Mr. T. W. Lamont.

上記専門家委員の主なる人物につき説明を加ふるに、

先づ英國のサー・ジョサイア・スタンプは世界屈指の經濟財政學者にして、同時に英國最大の鐵道會社の社長であり、ドーズ案の作成に當り米國委員ヤングと共にその原動力となりし人である。レベルストーク卿は英國投資界に於て最も有力なるベアリング商會 Baring Brothers & Co. の主人公にして國際金融の權威である。併し同卿は連日の會議、折衝による疲勞の爲めか會議の中途一九二九年四月十九日突然心臟麻痺にて他界され、その後代理

委員アデイス氏が之れに代つた。さてこのサー・チャールズ・アデイス氏は香港上海銀行の取締役會長にして、英蘭銀行の理事の一人たり國際金融界に最も重きをなせる人物である。又同氏は嘗てドーズ委員會の一員にして、後國際決済銀行の副總裁に選任された。

佛蘭西の主席委員エミール・モロー氏は佛蘭西銀行の總裁であり、次席委員パルマンチエー氏は電氣證券投資會社の社長である。

伊太利の主席委員ビレリー氏は同國工業界の大立物にして、ドーズ委員會の一員でもあつた。

白耳義の首席委員フランキー氏は一九二六年に於ける白耳義の通貨安定に同國々務大臣として多大の貢獻をなした有名な人物である。

獨逸の首席委員シヤハト氏は當時ライヒスバンク總裁にして學理と實務とに達せる活動家で次席委員のフェグラー氏は獨逸工業界の重鎮である。

日本の首席委員森賢吾氏は先年迄海外駐割財務官として歐米にその名を知られ、又歐米の財界に多くの知友を有せられる爲め本委員會には頗る有利なる地位を占められた。殊に後、國際決済銀行の株式割當を協議する際その引受資格中に通貨の安定せることを要すとの一箇條がありたるが、當時吾が國は未だ金解禁を實施せずこの資格に缺くるところありしにも拘らず、他の諸國と對等の資格を得たのは森委員の盡力に俟つものゝ甚だ多きことを感ずる。次席委員青木隆氏は數年に亘り歐米生活の經驗を有し、現に日本銀行名古屋支店長の職にある手腕家

である。

更に米國の委員に至りては、この委員會に千鈞の重みを加ふるものである。首席委員ヤングは世界に有名なるゼネラル・エレクトリックの取締役會長にして、ドーズ委員會に於ける事實上の首腦者であつた。次席委員としては國際金融界の大立物モルガン商會の主人公自ら出馬した。このモルガン氏の如き一箇月間も米國の地を離れること困難なりとされてゐるのに、この時はその最高幹部ラモント氏以下三十數名の同勢を引連れて渡歐し五箇月の長きに亘つて滞在し、問題の解決に盡力された。之れが爲めモルガンの損失は數百萬弗に上るとさへ云はれた。(この點森氏、青木氏の論文に負ふところ多し)

六

さて之等世界有數の専門家を以て組織されたる委員會はヤングを委員長に推したるが故にヤング委員會の名を以て呼ばれ、巴里に於て一九二九年二月十一日より會議を開いた。最初約十日間に亘りて毎日獨逸委員シャパトより獨逸の經濟状態につき詳細を極めたる説明を聽いた。次いで二月二十日より愈々本問題に入り賠償金の總額年金、年數等の査定をなさんとせるが、先づ年數に於て、獨逸委員は戰爭の慘禍を次の時代に迄殘すに忍びずとして之れを二十年乃至三十年を適當とすると力説した。之れに對し聯合國側は米國に對する戦債支拂が五十九箇年と既に規定されて居るが故に、聯合國は五十九年間戰禍の記憶を持続せざるべからざるに、當の獨逸がその年

敷を短縮するが如きは不都合なりとして反駁し、雙方一步も譲らざる有様であつた。かくて委員長は此のまゝ會議を續行するも到底解決の望み得難しと見て、委員會本來の目的たる賠償總額、年數、年金等の解決に直面することを止め、側面より之れが解決に到達せんとした。此の間の事情を最も要領よく説明せられたるものとして吾國首席委員森賢吾氏の言を左に引用したいと思ふ。

立案の行程

委員會は先づ年金の考慮より始めました。之れが爲には獨逸の支拂能力の調査研究を重ねた事は勿論であり、又特に獨逸の精細周密なる陳述は頗る有益であつた。

然る處年金の總額を確定するに先ち、考慮を要するものがあつた。即ち獨逸が負擔し得べき金額の多寡は年金の體様、支拂方法の如何によりて違ひがある。若し年金の全部を擧げて絶対無條件に國外送金の義務あるものと定むる場合には、金額は勢ひ少くせねばならぬ。反之若し絶対無條件送金義務は年金の一部に限るとし、其他の部分に付ては獨逸經濟界萬一の場合には、送金を猶豫する特典を與ふるの仕組とせば、年金總額は大きく定めても獨逸は引請けられると云ふことである。換言すれば獨逸の經濟界が國難に遭遇し、賠償金の國外送金が通貨の安定を妨げ、爲替の暴落を促す様な場合に應ずる安全瓣を與へて置けば、獨逸は安心して多額の年金を承諾し得ることである。依て斯の如き安全瓣を工夫せんが爲に、英國委員サー・ジョサイア・スタンプを主宰とする

分科會を任命して其考案を頼みました。

是れ獨逸をして成る可く多數の年金を承諾せしめん爲めの架橋作用であります。

又他の一方債權國の側に於ては、所謂「年金の證券化」といふことを希望することである。即ち年金を元利支拂基金として獨逸をして外國市場に其公債を發行せしめ、債權國は此發行の收入金を以て賠償に充てんと欲するのである。換言すれば毎年々々年金を受取り行き、何十年も懸つて賠償總額の決済を待つよりも、茲に獨逸公債の發行により一時に元金の大部分を收めて仕舞ひたいのである。此所謂證券化が確實に行はるゝ見込があらば、債權國の側でも賠償の總額を負けて遣つても宜しい地位に立ちます。

依つて年金を定むるに先ち、證券化の工夫を必要と致しました。此の工夫をせんが爲に非公式の「相談會」なるものを作り、投資市場の實務家モルガン、ラモント兩氏は勿論、其他六箇國の首席委員を加へて之に充て、レベルスーク卿を主宰者として考案を練らせました。是れ賠償總額を成る可く少くせん爲めの架橋作用であります。斯くの如く二個の架橋作用を以て年金に對する大小兩極端の主張を双方より接近せしめ、結局年金に適當なる計數に行き合はせんとの工夫でありました。

第一架橋作用の結果として左の通りに大綱を定めました。

(イ) 年金は獨逸の全責任に於て國外送金、換言すれば外國貨幣を以て債權國に支拂ふの義務ありとするは勿論なる事。

(ロ)然れども此年金を二部に區分し、其一部は絶対無條件に送金の義務あるものとする事。

(ハ)其他の部分に付ては、獨逸經濟界萬一の場合に遭遇したる時は、其送金を猶豫するの特典を與ふる事、換言すれば獨逸は此部分に付ては其通貨を以て拂込むを得る事。

(ニ)條件附年金に關し、獨逸が送金猶豫の特典を利用したる時は、其善後策を講ずる爲めに、豫め特別の諮問機關を組織し置くの必要ある事。

此特別諮問機關は賠償問題の經濟化する根本主義に則り、政治的機關たらしむ可らず、政府より獨立なる地位にある財政經濟の實務家を以て組織すべしと致しました。殊に此諮問機關の働きを要する場合は、獨逸經濟界非常の場合でありますから、一電の下に迅速に且つ聲を立てずして直ちに集まる事の出来る仕組にして置かねばならぬ。政治外交上の手續を履んで集まる様では、時には間に合はず、事に有害である。

依て専門委員に参加したる七箇國の中央銀行總裁の指名したる各一名を以て、此特別諮問委員會を組織すべしと定めました。蓋し中央銀行は其國政府若くは政界より獨立たるべきものとの前提の下に於て、斯く定めた次第であります。

而して更に進んで無條件年金と、條件附年金の間に於ける金額の割合とか、送金猶豫の條件とか、細目なれども重要な點を定めんと致しました。是は年金の額が定らなければ立案が出来ません。

第二架橋作用

斯くして所謂「年金の證券化」を工夫する中に、獨逸公債の發行自身よりも一層大きな獲物を釣り上げました。年金が二部に區分せられ、其一部は絶対無條件に國外送金の義務あるものであれば、少くとも此部分は世界市場が確實なる財源と認めて呉れますから、此部分を元利支拂基金として外國市場に獨逸公債を發行せしむることが出来る。公債發行後に於ては此部分に付ては獨逸と債權國との關係は消滅して、獨逸と公債所有者との關係に肩替りすることになる。換言すれば此年金は債權國に拂ふ代りに公債所有者に拂ふことになる。即ち完全なる商業債務に變形することになる。(Commercialisation) 然らば何人に此公債發行を主宰せしむるか、又如何なる機關を以て公債の元利拂を確保し、公債所有者の利益を保護するかを考慮しますれば、茲に年金の證券化のみならず、賠償問題全體の經濟化を工夫することに到着したのは、自然の筋道でありました。

即ち獨逸と賠償債權國との間に、信託機關の創立を必要とする。純然たる商業界の信託機關を以て賠償問題を取扱はしめ、賠償金の收入、債權國間の分配を公平に掌らしむる様にしよう、又此機關をして獨逸公債の發行(年金の證券化)を管理せしめ、獨逸と公債所有者との間に於ける信託を擔任せしめるは最適當の役目である。

又此機關の普通金融機能を利用して、獨逸の國外送金に便宜を供與せしむることも出来る。賠償年金の支拂は一層確實性を帯びることになる。

萬一の場合、獨逸が送金猶豫の特典を利用して麻克貨幣を以て拂込んだ場合には、此の金融機關は此の麻克貨幣を獨逸國內に運用し、獨逸の産業恢復を助け、同時に債權國の利益を保護する一舉兩得の所作をなすことが出来る。

此の金融機關が世界諸國の協力を以て創立せらるゝときは、世界諸國の中央銀行間に於ける協力協調の連鎖の中心點となつて、一般に通貨の安定を助くることになる。

又世界の貿易に對し、現存金融機關の手の届かざりし方面に便宜を與ふることゝもなる。

要之此の新機關は國際間に於ける資金の移動に便宜を與へ、國際的金融關係を助長するものである。斯くの如く其發端は賠償問題の經濟化より、更に進んで以上有益なる機能を兼備せしむる爲に茲に世界諸國の協力を以て一大銀行を創立すべしとは、「相談會」の到着したる結論でありました。

而して此大銀行創立案は七箇國の委員期せずして懷抱し來れる意見であり、何人にも異議なかりし所でありましたから、之れを以て委員長の發案といふ所謂「國際決濟銀行案」として本會議に提出せらるゝことゝなりました（森賢吾「賠償最終解決案に付て」外交時報五九六號、昭和四年十月發行、一三二——一三五頁）

七

上掲森氏の言に見らるゝ如く、ヤング委員會は賠償問題につき側面より迫り得るだけは迫り行きたるが最早此

の上は賠償年金の問題に突入せざる可からざるに立到つた。この年金の問題につき會議中總計四箇の案が上程せられた。先づ委員長の案(ヤング第一案といはれるもの)が提出されたるが獨逸が之を受入れず、次に英佛・伊白四國の委員より所謂四國案が提出されたるが之も承認せられず、次に獨逸委員の提案となりたるが、あまりに年金額の僅少ななる爲め聯合國が承認せず、最後に委員長より所謂ヤング第二案が提出せられ、結局之れが採用せらるゝことゝなつた。即ち一九二九年六月七日巴里に於て假調印がなされ、同月八日に一般に公表せられた。之れ所謂ヤング委員會報告書 Report of the Committee of Experts on Reparations である。此の報告書は主文が十二章に分かれ且つ八の附屬書が伴はれてゐる。今その中主として賠償金につきて之れを摘記してみよう。

先づ年金支拂の期間を二期に分ち、第一期を三十六箇年七箇月とし、第二期を二十二箇年とする。而してドーズ案の實行を一九二九年八月三十一日迄とし、ヤング案を九月一日より實施すること、併し年金の年度を獨逸の豫算年度に適合させる爲め第一年度を一九三〇年三月三十一日迄の七箇月とし以後四月一日より翌年三月三十一日迄を一年金年度とした。従つて第一期は一九二九年九月一日に始まり一九六六年三月三十一日に終り、第二期は一九六六年四月一日に開始し一九八八年三月三十一日を以て終了することゝなつた。

次に年金額は第一期即ち三十七箇年間に於ては年平均十九億八千八百八十萬金麻克 Reichsmark とし、之れにドーズ案に依り發行されたる對外公債に對する元利金の支拂額を加へて合計年平均二十億五千六十萬金麻克の支拂をなすことゝ定めた。尙第二期に於ては凡そ十六・七億金麻克の金額が年々支拂はるゝ定めである。

第一期の賠償平均年金十九億八千八百八十萬金麻克の三十七回分に相當する金額を以て、聯合國が戰爭中英米等より借入れたる所謂戰爭債務の支拂に要する金額と、其以外に所謂殘餘賠償額として平均年金七億四千二百八十萬金麻克の價格に相當する要求額を全部完済することゝなる。

第二期の金額を以て聯合國戰爭債務支拂額の殘存二十二箇年分を償ひ、更に米國の賠償要求額、即ち混合裁判所決定の對米債務を完了することゝなる。

今此の第一期並に第二期に支拂はるべき年金につき年五歩五厘の利率にてその現價を算定すれば、對外戦債に相當する部分が二百三十四億六千九百萬金麻克となる。尙之れに殘餘賠償金の現價百二十三億四千五百萬金麻克を加へたる合計三百五十八億金麻克が所謂ヤング案による賠償總額である。之れを倫敦協定の千三百二十億金麻克に比してその差の如何に大なるかを思ふべきである。

ヤング案に於ける年金支拂の財源は(一)獨逸鐵道會社、(二)獨逸政府豫算の二者に限りドーズ案に於けるが如く複雑なる方法を採用しない。

かくてヤング案にて最も肝要なるは第一期年金平均十九億八千八百八拾萬金麻克なるが、之れをドーズ案による標準年金二十五億金麻克に比するに五億以上の減少となる。従つて之れをスパー協定の分配率を以て債權國に分配するとすれば、伊太利の如きは到底その戰債を償ふにも足らず、茲に又思はざる困難に遭遇せるが結局スパー協定に或程度の変更を加へ妥協をなすに至つた。而して英國は一九二二年八月一日の所謂 Balfour Note に依り

對米戰債を償ひ得る程度以上にも以下にも賠償を要求せざることを聲明せるが故に、此場合にもこれが引用されその分配率の讓歩に於て英國は最大の犠牲を拂はざるべからざることとなつた。勿論その外、他の諸國も夫れ夫れ犠牲を拂ひて第一期間に於ける各國取得平均年額を左の如く定めた。(單位百萬麻克)

佛	蘭	西	一、〇四六・五
英	國		四〇九・〇
伊	太	利	二二三・七
白	耳	義	一一五・五
セ	ル	ビ	八四・〇
ル	ー	マ	二〇・一
日		本	一三・二
ポ	ル	ト	一三・二
ギ	リ	シ	七・〇
ポ	ー	ラ	〇・五
米		國	六六・一
合		計	一、九八八・八

次にヤング報告書が自らドーズ案と對比してその改正せる點を指摘せるに基きその要旨を左に示したいと思ふ

一、期間と債務額とを決定したこと。ドーズ案にては繁榮指數により年金を増減せしむることゝしその年金の回數を決定せざりしが、ヤング案にては年金額とその回數とを決定した。

二、繁榮指數を消除せること。繁榮指數は單なる見積に過ぎず且つ變動極めて大にして、獨逸の之れにより利益をうる處更でない。かゝる不確定なる要素は之れを除くが獨逸にとりて有利である。

三、財政上の自主權を得しめたること。ドーズ案にては爲替保護制度がありて獨逸は麻克を以てその債務を辨濟することを得たるも、又その爲め外國の制肘をも受けた。然るに之れは獨逸の信用を局限し、その財政的獨立權を失はしめ、従つて獨逸債務の動員を全然不可能にせずとしても、之れを困難ならしめるが故に、爲替保護制度を廢止し、獨逸の自主權を以てその全責任を果たしめんとした。

四、支拂猶豫の保護を認めたること。突發的なる事件の爲め獨逸の經濟生活が阻害されたる場合には條件附年金につきトランスファー並に自國貨による拂込をも猶豫することゝした。

五、實物賠償。ドーズ案は止むを得ずこの便法を設けたるが、本來債權國はその年金の割當額を各自々由に處分し度き希望を有してゐた、然れ共この制度を急激に廢止するは宜しからざるが故に最初の十箇年だけ之れ

を認めることとした。

六、動員。債權國側より見てヤング案の一主要特徴とするところは、債權國をしてその要求額の軽減に同意せしめ、よつて戰爭に依り蒙りたる損害賠償費用中の相當の部分自ら負擔せしめたる點である。而してこれを爲し得たるは全く年金が動員(Mobilisation) 證券化する債權を市場に賣出すことし得る様な形にて支拂はれるといふ事實に基くものである。

七、財政組織。ドーズ案の仕組は、之れを誠實に實行すれば必ずや關係諸國の利益を適當に確保するに相違なしといふ信念に基いてゐる。そこで賠償支拂を政治問題より經濟問題や商業問題に轉換させるに當り、債權國も債務國も共に常に協同をなすの必要あることを前提してゐた。然るにヤング案はこの方針を更に進め、別々の監理機關と政府機關との協同事業に代ふるに、夫れが管理に當り獨逸も相當の役割を果し得るが如き純然たる金融機關内に於ける共通の作業を以てした。現在の管理機關にては巨額なる年金の支拂やトランスファーといふが如き銀行取引を行ふのに必要なる全幅の伸縮力を持つことを得ざるが、新銀行は諸發券銀行と密接なる關係を有し且つ銀行業上の諸種なる便宜を自由に利用し得るので、獨逸の經濟やその他諸國の經濟に何等の障碍を與へずして上記の行動をなすに必要なるすべての方法を採ることを得よう。加之新銀行は貿易を發展させることもできよう。この銀行が遂行すべき行動を阻害すれば關係諸國の信用に拭ふべからざる損傷を與へることゝならう。そこでこの行動が保證せられたならば新銀行は現制度の下に於て債權國の權利擁護の爲め設け

られたる、而して年金中の動員し得る部分を迅速に且つ容易に商業化する爲めに最少限度に必要としたる保證を限定することができらざらう。

八、概要。この提案は一九二四年に獨逸並にその他諸國の立場を概略指示するに止まつたところのドーズ案が始めたる事業を繼承し且つ之れを完成するものである。この提案は獨逸の債務を最終的に輕減し且つ決定し年金を累進的にし且つ年金支拂の故障を輕減する爲めに新銀行をして諸の便法を講ぜしめて以て獨逸の債務を國際貸借決濟表の中に入れた。本案では、ドーズ案が繼續的に實施されたる場合に債權國の支拂はれざりしやも知れぬ金額を可成減額したるも、又同時にドーズ案に伴ふところの債權者にとりても債務者にとりても不利な不確實さを除き之れに代ふるに債務者が己が債務の精確なる限度を知り得る様な確實なる決定をなした。最後にヤング報告書主文は次の如きドーズ案の文言を引用して之れを終つてゐる。曰く

Finally, we would point out, like our predecessors on the Dawes Committee that

"We regard our report as an indivisible. It is not possible, in our opinion, to achieve any success by selecting certain of our recommendations for adoption and rejecting the others, and we would desire to accept no responsibility for the results of such a procedure nor for undue delay in giving execution to our plan."

Paris, June 7th, 1929.

九

さて右にその梗概を示したるヤング報告書は一九二九年六月六日に完成したるが故に、關係國は同年八月六日より和蘭の海牙に會し、所謂海牙賠償會議を開催し、以てヤング案につき審さに討議をなした。この場合は主義としてヤング案を承認したるもその豫想以上の波瀾を起し、折衝に意外の日子を費し、漸く同月三十一日に此の會議を閉じた。その結果一の議定書を作成し、その中に於て主義上ヤング案を採用し、之れが適用に際して生ずべき諸問題を解決し、更に必要なる設立委員會を設置せしむることゝした。之等設立委員會の報告書の提出を待ち、一九三〇年一月三日より再度海牙に於て會議を續行した。この第二海牙會議は同月二十日迄繼續せるが、結局此の會議によりて賠償問題は一と先づ一般的に解決し、又その他戰爭より生ぜる財政的要求權を解決することゝなつた。但しハンガリーは未だ最終的解決をなすに至らなかつた。而してこの會議の最終決定は Final Act of the Hague Conference として公表せられた。

之れにより上記ヤング案に示されたる年金に變化を來たし次の如く定められ、又國際決済銀行の定款も共に規定せられた。

先づ獨逸が國際決済銀行へ拂込む年金は次表に示したるものとドーズ外債の費用を加へたるものとの合計である。

Millions of
Reichsmarks

賠償問題大観

Sept. 1, 1929—Mar. 31, 1930	676.9	Apr. 1, 1959—Mar. 31, 1960	2294.5
Apr. 1, 1930—Mar. 31, 1931	1641.6	Apr. 1, 1960—Mar. 31, 1961	2304.4
Apr. 1, 1931—Mar. 31, 1932	1618.9	Apr. 1, 1961—Mar. 31, 1962	2322.2
Apr. 1, 1932—Mar. 31, 1933	1672.1	Apr. 1, 1962—Mar. 31, 1963	2314.1
Apr. 1, 1933—Mar. 31, 1934	1744.9	Apr. 1, 1963—Mar. 31, 1964	2326.5
Apr. 1, 1934—Mar. 31, 1935	1807.5	Apr. 1, 1964—Mar. 31, 1965	2326.0
Apr. 1, 1935—Mar. 31, 1936	1833.5	Apr. 1, 1965—Mar. 31, 1966	2352.7
Apr. 1, 1936—Mar. 31, 1937	1880.3	Apr. 1, 1966—Mar. 31, 1967	1566.9
Apr. 1, 1937—Mar. 31, 1938	1919.8	Apr. 1, 1967—Mar. 31, 1968	1566.1
Apr. 1, 1938—Mar. 31, 1939	1938.1	Apr. 1, 1968—Mar. 31, 1969	1575.9
Apr. 1, 1939—Mar. 31, 1940	1983.4	Apr. 1, 1969—Mar. 31, 1970	1589.2
Apr. 1, 1940—Mar. 31, 1941	2096.1	Apr. 1, 1970—Mar. 31, 1971	1602.9
Apr. 1, 1941—Mar. 31, 1942	2114.6	Apr. 1, 1971—Mar. 31, 1972	1613.1
Apr. 1, 1942—Mar. 31, 1943	2131.9	Apr. 1, 1972—Mar. 31, 1973	1621.5
Apr. 1, 1943—Mar. 31, 1944	2128.2	Apr. 1, 1973—Mar. 31, 1974	1624.9
Apr. 1, 1944—Mar. 31, 1945	2141.4	Apr. 1, 1974—Mar. 31, 1975	1627.6
Apr. 1, 1945—Mar. 31, 1946	2137.7	Apr. 1, 1975—Mar. 31, 1976	1634.2
Apr. 1, 1946—Mar. 31, 1947	2133.4	Apr. 1, 1976—Mar. 31, 1977	1637.9
Apr. 1, 1947—Mar. 31, 1948	2149.1	Apr. 1, 1977—Mar. 31, 1978	1644.6
Apr. 1, 1948—Mar. 31, 1949	2143.9	Apr. 1, 1978—Mar. 31, 1979	1654.7
Apr. 1, 1949—Mar. 31, 1950	2240.7	Apr. 1, 1979—Mar. 31, 1980	1659.6
Apr. 1, 1950—Mar. 31, 1951	2283.1	Apr. 1, 1980—Mar. 31, 1981	1670.5
Apr. 1, 1951—Mar. 31, 1952	2267.1	Apr. 1, 1981—Mar. 31, 1982	1687.6
Apr. 1, 1952—Mar. 31, 1953	2270.1	Apr. 1, 1982—Mar. 31, 1983	1691.8
Apr. 1, 1953—Mar. 31, 1954	2277.2	Apr. 1, 1983—Mar. 31, 1984	1703.3
Apr. 1, 1954—Mar. 31, 1955	2288.5	Apr. 1, 1984—Mar. 31, 1985	1683.5
Apr. 1, 1955—Mar. 31, 1956	2283.7	Apr. 1, 1985—Mar. 31, 1986	925.1
Apr. 1, 1956—Mar. 31, 1957	2278.1	Apr. 1, 1986—Mar. 31, 1987	931.4
Apr. 1, 1957—Mar. 31, 1958	2285.7	Apr. 1, 1987—Mar. 31, 1988	897.8
Apr. 1, 1958—Mar. 31, 1959	2317.7		

10

次に國際決濟銀行につき一言を加へよう。同銀行設立委員會は一九二九年十月三日より獨逸のバーデン・バーデン Baden-Baden に於て開かれ四十五日を費して漸く定款、設立條例並に賠償金額取扱の委託契約 Statutes of the Bank for International Settlements, Charter of the Bank for the International Settlements and Trust Agreement の三者を作成した。この三案は一九三〇年一月三日より開催の第二海牙賠償會議に提出され最終の決定を見た。而して此の銀行の所在地は瑞西バーゼル Base に定められ、瑞西政府は一九三〇年二月二十五日附を以て設立條例を發布し、この銀行に保證と便宜とを與ふることゝなつた。

又委託契約により關係諸國の政府と新銀行との間に賠償金の取扱約定が締結された。

最後に定款は全部七章六十條より成り、本銀行の名稱・場所・目的等の規定より資本金・權限・經營・株主總會・計算その他一般規定を含んでゐる。

本銀行は五億スイスフラン(約一億弗)の公稱資本金を以て一九三〇年五月十七日に設立され、之れと共に其他諸多の條件と相俟つてこゝに海牙協定は效力を生じ新賠償案は實施さるゝに至つた。かくて本銀行が定款所定の業務を開始したのは五月二十日である。

最後に本銀行の第一回理事として選任されたる人々の氏名を擧げて本稿を終りたいと思ふ。之れは關係國中央

銀行の總裁又は代表者が一九三〇年二月二十六日ローマに會して選任したるところにかゝる。併し獨逸側の理事は稍後れて決定された。

日本 田中 鐵三郎 (日本銀行倫敦監督役)

野原 大輔 (横濱正金銀行倫敦支配人)

白耳義 Louis Franck (白耳義國立銀行總裁)

Emile Franqui (國務大臣)

英國 Montagu Norman (英蘭銀行總裁)

Sir Charles Addis (英蘭銀行理事)

佛蘭西 Emile Moreau (佛蘭西銀行總裁)

Baron Brincard (里昂銀行頭取)

Marquis de Vogue (ヌエズ運河會社長)

伊太利 Signor Donaldo Stringher (伊太利銀行總裁)

Prof. Alberto Beneduce (公益企業信用會社總裁)

米國 Gates W. Mc Garrah (紐育聯邦準備銀行頭取)

Leon Fraser (紐育の辯護士)

賠償問題大觀

獨逸 Dr. Hans Luther (ライヒスバンク總裁)

Dr. Carl Melchior (漢堡銀行家)

Dr. Paul Resch (グレーホフニング鐵及鋼鐵會社長)

文 献

本文献集は元來自分の手控の爲めに作成したるものにて、自分が檢索し得る程度に略省したるを以て、或は年代が不明であり、又番號も或は逆番號を用ひ或はその年の番號を記する等極めて亂雑である。併し今之れを再調する餘裕を有せざるが故にその不備のまま茲に掲げる。併し幾分にも研究者の便宜ならば幸甚である。

一 賠 償 問 題

青 木 隆	賠償問題に就いて	(中央銀行通信録)	三一六	昭 四
同 上	賠償問題並獨佛經濟界の現状	(同上)	三一八	昭 四
青 木 得 三	獨逸賠償問題	(國際聯盟)	二 七	大 一一
同 上	賠償委員會と其の人物	(外交時報)	三六 四四二	大 二二
有 川 治 助	獨逸の賠償問題と債權帳消論	(外交時報)	三五 四一五	大 一一
有 澤 廣 巳	ドイツに於けるインフレーションと戰爭費用負擔	(經濟學論集)	八 一	

エコノミスト	賠償會議は何故行詰つたか	七	八
圓池 與四松	ヤング案は完全なる最終決定たり得るか (外交時報)	五六二	
中外商業新報	賠償會議の形勢	昭四、八、一九	
中外 財界	新たにヤング案を生んだドイツ賠償問題の結果	四	一四 昭四
藤本ビル銀行週報	ドーズ案の將來	五〇七	六一五
深澤 甲子男	ドイツ賠償の再査定 (國際知識)	九	一 昭四
同	海牙賠償會議の成功 (同上)	九	一〇 昭四
外國の新聞と雜誌	氣遣はるゝ獨逸賠償	一六一	
同	賠償と戰債問題	一八五	
同	賠償問題の一幕	二〇一	
外務省	對獨賠償問題に關する公文書		六一五
銀行通信錄	獨逸賠償問題の經過大要	五二〇	
同	獨逸の賠償問題	五三六―七	
廣井辰太郎	獨逸賠償免除論 (外交時報)	三四	四〇三 六一〇
堀江 歸一	國際貸借の理論と償金問題 (三田學會雜誌)	一五	七 六一〇
同	ダウズ委員會の獨逸賠償問題提案 (同上)	一八	七 六一三

賠償問題大觀

(三一) 三一

第六卷 第一號

(三二) 三二

堀江 歸一	獨逸の復活とダウズ委員會 (エコノミスト)	二	一二	大二三
池田 龍藏	獨逸賠償問題の経過 (三田學會雜誌)	一七	四	大二二
生島 廣治郎	賠償問題と獨逸の外國貿易 (國民經濟雜誌)	三九	一	大四四
同	ドーズ案の經濟的解剖 (同)	三九	三	大四四
同	獨逸賠償金支拂理論の考察 (同)	五〇	一	昭六
時事 新報	獨逸賠償總額の再詮議			大三、二、一
同	賠償専門委員と米國の參加			大三、二、二、二七
同	獨逸賠償再査定とヤング案の内容			昭四、七、九、一、一六
海 事 新報	獨逸賠償問題と解決の中心點	一一		二三、一、二四
川 口 酉三	獨逸 償 金 問 題 (商業及經濟研究)		三	大二二
北 崎 進	歐洲財界の獨逸賠償問題の解決 (中外財界)	四	一二	昭四
神 戶 新 聞	獨逸賠償の難關—知り難き米國の意向			昭三、一、二、二七
小 汀 利 得	賠償金問題の由來 (經濟知識)	一	二	昭四
國 際 事 情	新賠償支拂案の概要			二二、九
同	ヤング案とドーズ案			二三、四
黒 田 禮 二	ドイツ側から見たヤング案 (大阪朝日新聞)			昭四、八、七以後

レ デ ラ ー	ドーズ報告書の世界政治的意義 (改造)	六	一〇	大二三
増 井 光 藏	賠償問題 (寶文館)			大二五
松 下 芳 男	賠償問題に現はれたる帝國主義 (法律及政治)	五	四一五	
三 谷 隆 信	對獨賠償問題の解説 (經濟知識)	二	一一三	昭四
水 町 袈 婆 六	獨逸賠償問題の一觀察 (外交時報)	三七	四三六	大一二
森 賢 吾	賠償問題の一段落 (外交時報)	四〇	四七六	大二三
同	大戰の殘した最大維物賠償問題解決案 (中外商業新報)			昭四、八、七以後
同	賠償最終解決等に就て (外交時報)	五二	五六六	昭四
同	對獨賠償問題最終解決に付て (東洋)	三二	一〇	昭四
森 田 久	獨逸賠償額の査定と債券化 (外交時報)	四九	五	
永 井 萬 助	賠償會議に於ける英國の論據 (國際知識)	九	一〇	
永 富 守 之 肋	獨逸の賠償政策 (外交時報)	三九	四六〇	大二三
中 島 久 萬 吉	世界經濟の復活と獨逸賠償問題 (國際聯盟)	二	八	大一一
名 和 純 一	獨逸賠償金引渡問題の理論的考察 (商業及經濟研究)			五五
同	日本と賠償問題 (同 上)			五七
日本銀行調査局	獨逸ドーズ案の改訂を企つ (海外經濟叢報)			七一

第六卷 第一號

西澤 英一	ルール占領と賠償支拂 (財政經濟時報)	一〇	七	大一二
岡野 鑑記	賠償問題解決に向ふ (同上)	一一	九	大二三
奥野 七郎	賠償問題と獨逸の經濟 (商學)	一一	一	
奥野 平	新國際賠償會議 (外交時報)	五一	二	
大藏省調査月報	ヤング案の内容と賠償協定案の骨子 (銀行論叢)	一三	四	
同	賠償支拂問題に就て	一九	二	昭四
同	對獨賠償専門委員會報告書	一九	八	昭四
同	獨白賠償協定	一九	一二	昭四
大阪朝日新聞	ライン撤兵と賠償問題			昭三、九、一一
同	賠償委員會決裂			昭四、四、二
同	ドイツ賠償問題—思切つた讓歩を望む			昭四、七、三一
大阪毎日新聞	獨逸賠償問題—委員會開かる			昭四、二、一一
同	賠償會議再び繼續			昭四、四、二七
佐々木 勝三郎	獨逸國賠償支拂問題の回顧 (外交時報)	四二	九	大一九
高橋 榮三	償金論附對獨關係の要諦 (國際法雜法)	二〇	五	大二〇
高橋 清三郎	海牙賠償協定と戰債 (外交時報)	五一	六	

田村幸策	獨逸の賠償問題を中心とする歐洲の過去及現在(保險評論)	一九	一	大一五
同上	ドーズ賠償案に就て(保險銀行時報)	二八七		
東京朝日新聞	賠償問題の再査定	昭三、一一、二三		
東京商工月報	獨逸の賠償支拂額と國際決濟銀行	五	八	
東洋經濟新報	賠償問題の最終的解決	一三七〇		
津島壽一	對獨賠償最終解決案概況(内外調査資料)	五	五	昭四
筒井潔	獨逸賠償問題大觀(國際知識)	九	三	昭四
宇部宮鼎	倫敦會議とドーズ案(外交時報)	四〇	三	大二三
同上	獨逸賠償問題の將來(同上)	四〇	四七一	大二三
山崎靖純	ヤング案果して最終的解決か(國際知識)	九	九	昭四
柳澤慎之助	新賠償協定の成立(外交時報)	五一	一	昭四
横濱正金銀行	「ヤング」案から「ドーズ」案まで(調査報告)	七三		昭四
吉川潤二郎	獨逸は賠償し得べき乎(外交時報)	二九	三五〇	大八
財界研究	獨逸賠償問題に就て	六	五	
二 國際決濟銀行				
青木隆	國際決濟銀行に就て(中央銀行通信線)	三一七		昭四

賠償問題大觀

(三五) 三五

アインチツヒ(大山魏譯)	國際決済銀行 (日本讀書協會々報)	一一四	
服部文四郎	國際決済銀行の設立と國際金融の中心(一)(早稻田商學)	六	三昭五
岩井仙吉	國際決済銀行定疑譯文 (銀行研究)	一八	二昭五
加地良七	國際決済銀行の設立に就て (銀行研究)	一七	四昭四
國際パンフレット	賠償専門委員會の齎らした國際決済銀行案と各國別評	二八二	
熊田克郎	國際銀行創設の意義と其將來 (外交時報)	五二	五九昭四
同	同 上 (臺灣時報)	一一三	三昭五
楠見一正	國際決済銀行の創立 (經濟時報)	一	五昭五
森田久	國際決済銀行の内容 (國際知識)	一〇	五昭五
岡本春三	國際決済銀行の創立 (銀行論叢)	一三	三昭五
大竹虎雄	國際決済銀行に就て (銀行研究)	一九	一〇昭五
坂本重關	國際銀行に對するカツセル教授の所説 (銀行研究)	一八	三昭五
鹽津誠作	國際決済銀行の成立と機能 (内外調査資料)	五	五昭四
臺灣銀行	國際決済銀行 (臺灣時報)	一三三	三昭五
田中鐵三郎	國際決済銀行創立會議 (經濟知識)	三	三昭五
東京朝日新聞	國際銀行の設立案		昭四、四、一一